

令和4年第6回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和4年3月24日(木)午前10時00分
- 2 閉会日時 令和4年3月24日(木)午前10時35分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 五十嵐 俊子	委員 坂本 真理子
委員 大日方 邦子	委員 平岩 国泰
委員 松澤 香	委員 松本 理寿輝

(事務局職員)

教育委員会事務局次長	富井 一慶
教育委員会事務局次長	小泉 武士
教育政策課長	篠原 保男
学務課長	工藤 和子
教育指導課長	渡辺 浩一
地域学校支援課長	小林 由江
教育センター所長	小林 繁
副参事(特命担当課長)	(教育センター所長兼務)
生涯学習振興課長	熊澤 雄一郎
中央図書館長	勝部 弘樹
学校施設整備調整担当課長	堀江 崇

(書記) 小山 夏紀 伊藤 伸雄

- 5 会議の概要 別紙のとおり

- 議案第 1 1 号 渋谷区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第 1 2 号 渋谷区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 1 3 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 1 4 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 1 5 号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 1 6 号 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 1 7 号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について
- 議案第 1 8 号 学校職員服務取扱規程の一部改正について
- 議案第 1 9 号 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について
- 議案第 2 0 号 指導主事の旅費支給規程の一部改正について
- 議案第 2 1 号 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について
- 議案第 2 2 号 幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について
- 議案第 2 3 号 渋谷区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第 2 4 号 小中学校教育管理職の人事異動について
- 議案第 2 5 号 幼稚園園長及び副園長の任命について

報告

(1) 学校事故報告について

[資料 1 : 令和 3 年度 学校から報告のあった事故一覧 1 2 月～ 3 月]

- (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく報告について
[資料2：調査報告書]

その他

- (1) 渋谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (2) 渋谷区教育委員会事務局処務規程の一部改正について
- (3) 渋谷区教育委員会公印規程の一部改正について
- (4) 渋谷区立社会教育館条例施行規則を廃止する規則
- (5) 文化財保護条例施行規則を廃止する規則
- (6) 渋谷区立松濤美術館条例施行規則を廃止する規則
- (7) 渋谷区郷土博物館・文学館条例施行規則を廃止する規則
- (8) 渋谷区立図書館処務規程の廃止について
- (9) 渋谷区立図書館館則を廃止する規則
- (10) 教育委員会幹部職員の任命について

議事運営等

- 令和4年第6回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に大日方委員を指名

■ 教育長報告要旨

○まず、新型コロナウイルス感染症の発生状況についてである。現在、区内の新規感染者は、全体としては緩やかな減少が継続しているが、10代以下の割合は依然として高い水準となっている。区立幼稚園・小中学校においても、多くの感染が確認されており、3月1日から18日までの間には、園児8人、児童264人、生徒23人の感染が確認されている。こうした中、子供たちは春季休業を迎えることになる。各学校では、春季休業期間の過ごし方に関して、改めて家庭での感染症対策について協力を呼びかけているところである。次に、令和4年第1回区議会定例会についてである。2月22日から第1回区議会定例会が始まり、22日からの3日間、本会議が開催された。私には、7人の議員から35件の質問があった。主な答弁としては、今後の学校の建て替え計画に際して、青山病院跡地や区有施設を活用した仮校舎整備を検討していることや放課後クラブ運営の充実を図ること、また、新型コロナウイルス感染症対策として教室にCO₂濃度測定器を導入することなどである。また、区長に対する教育関連の質問では、今後の渋谷図書館に関する質問があった。区長からは、図書館の空白期間を最小限にするため、早期に建て替えを予定している広尾中学校に複合化する計画で検討を進めており、令和8年度末の完成を目指しているとの答弁があった。継続審査となっている「渋谷区立図書館条例の一部を改正する条例」については、文教委員会では賛成多数となったが、25日の区議会本会議において賛成又は反対の表決が諮られる。教育委員会としては、引き続き、区長部局と連携し、図書館整備に向けて地域等の理解を求めていく。最後に、幼稚園修了式が17日、中学校卒業式が18日に行われ、本日は幼稚園終業式と小学校修了式が行われる。また、25日には小学校の卒業式と中学校の修了式が行われる。どの学校も、出席者の制限や時間を短縮しながらも、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、素晴らしい式だったと聞いている。今年度も残すところ、本日を含めてあと7日となった。依然として新型コロナウイルス感染症が収束しない中ではあるが、教育委員会と学校・園がしっかりと連携し、年度のスタートが切れるように対応していく。

◆ 議案第11号

渋谷区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

—◇ 説明要旨 —

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

○渋谷区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について説明する。
本改正は、令和2年4月から導入されている会計年度任用職員制度の導入に伴うものであるが、本来、制度導入時に改正すべきものについて、一部改正漏れがあったため、この時機での議案提出となったものである。

—◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第12号

渋谷区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき学務課長が説明)

○渋谷区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について説明する。本改正は、区における押印の見直しに係る取組に伴い、様式の押印廃止について、規定の整備を行うものである。施行日は、公布の日からとしている。

—◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第13号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◆議案第14号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◆議案第15号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

◆議案第16号

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

◆議案第17号

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について

◆議案第18号

学校職員服務取扱規程の一部改正について

◆議案第19号

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について

◆議案第20号

指導主事の旅費支給規程の一部改正について

◆議案第21号

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について

◆議案第22号

幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について

◇説明要旨

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第13号から議案第22号まで一括して説明する。はじめに、議案第13号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明する。本改正理由は3点ある。1点目は、押印の見直しについてである。区における押印の見直しに係る取組に伴い、様式の押印廃止について、規定の整備を行うものである。2点目は、特別休暇についてである。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正を受け、不妊治療のための特別休暇が新設されることに伴い、特別休暇取得要件などの規定の整備を行うものである。3点目は、文言整理についてである。会計年度任用職員の年次有給休暇の繰越しを暦単位から年度単位に変更することや、育児時間の取得時間について明記するものである。次に、議案第14号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第15号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第16号「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第17号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」、議案第20号「指導主事の旅費支給規程の一部改正について」、議案第21号「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について」、議案第22号「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について」説明する。これらは、区における押印の見直しに係る取組に伴い、様式の押印廃止について、規定の整備を行うものである。次に、議案第18号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」説明する。本改正は、様式の押印廃止及び文言整理として、出張の報告を文書で行う際は、これまでの様式を削除し、様式を問わないものとするため、規定の整備を行うものである。最後に、議案第19号「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について」説明する。本改正は、特別休暇関係の別表において、「不妊治療のための休暇（幼稚園教育職員のみ）」の出勤簿表示を追加するた

め、規定の整備を行うものである。すべての規則、規程の施行日は、令和4年4月1日からとしている。

--◇質疑応答 -----

○なし。

--◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第23号

渋谷区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

--◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき地域学校支援課長が説明)

○渋谷区学校運営協議会規則の一部を改正する規則について説明する。本改正は、渋谷区学校運営協議会の運営内容の見直しに伴い、規定の整備を行うため、規則の一部を改正する必要があるため、提出するものである。主な変更点について説明する。まず、第3条第1項は、規則制定時において、具体的内容を示すことで協議内容や承認事項を限定していたが、昨今、学校運営協議会が成熟期に入り、多様な内容での熟議を経て、学校経営計画の承認をしていることから、第3号から第6号を第2号に集約することで、奥行きや学校の独自性を生かした議論を求めるものである。次に、第4条第2項中にただし書を追記し、対象学校における転任を求める意見や個人を特定しての意見を防ぐことで、各学校の強みを強化するといった学校運営を活性化する前向きな意見をいただけるように促していくものとする。最後に、第7条第1項ただし書を削り、同条第2項に委員の任期を設けた。「委員の任期は、連続して10年を超えることができない。」ものとし、委員の活性化と元委員が地域学校協働本部で引き続き地域活動をすることを期待するものである。施行日は、令和4年4月1日からとしている。

--◇質疑応答 -----

(松澤委員)

○削られた第3条第3号から第6号の裁量は、校長先生に任せられたという趣旨で合っているか。

(地域学校支援課長)

○そのとおりである。

(平岩委員)

○東京都全体が同じような内容なのか、それとも渋谷区だけなのか教えてほしい。

(地域学校支援課長)

○改正に当たり、23区の内容を調べたところ、学校運営協議会が成熟している自治体ほど細かく規定していなかったため、これらを参考にした。

(松澤委員)

○第7条第2項において、委員の残任期間が削除されているが問題ないのか。

(地域学校支援課長)

○第7条第1項において、委員の任期を任命の日から当該日の属する年度の末日までと規定しており、年度の途中で委員が変わることを想定していないため、削除しても問題ない。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第24号

小中学校教育管理職の人事異動について

—◇説明要旨 —————

非公開

◆議案第25号

幼稚園園長及び副園長の任命について

—◇説明要旨 —————

非公開

◆報告1

学校事故報告について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料1に基づき教育指導課長が説明)

○12月から3月までの学校事故について報告する。総件数は36件であり、そのうち、交通事故が2件となっている。また、けがの種類では、骨折が12件となっている。昨年度の同時期と比べると、交通事故が3件の減、アレルギーは1件の減、生活指導に関するものは1件の減、骨折が同数となっている。総

数では1件の増となっている。校種別では、幼稚園が2件、小学校が27件、中学校が7件となっており、幼稚園は昨年度の同時期と比べると1件の減、小学校が1件の減、中学校は3件の増となっている。また、既往歴のない全身痙攣発作、貧血の疑いによる意識消失など、直接的な原因がない事故が2件発生している。緊急時組織体制の再確認についても十分指導していく。

—◇質疑応答 —————

(松澤委員)

○下校中の事故報告があるが、学校から報告する事故の対象範囲について教えてほしい。

(教育指導課長)

○学校の管理内となる登下校中以外の事故状況についても把握する必要があるため、報告をもらっている。

(松澤委員)

○校外の事故に対しても子供たちに指導が行き届くと良いと思った。

(坂本委員)

○悪ふざけによる事故は多いのか。

(教育指導課長)

○悪ふざけによる事故報告も受けているが、体育の授業によるけがや廊下でぶつかったなどの偶発的な事故報告が多い状況である。

(坂本委員)

○ゲームによる影響かもしれないが、子供たちのけんかの度が過ぎている気がする。

(平岩委員)

○小学校の暴力行為の発生件数が増えてきているというデータもあるので、引き続き注意が必要だと考える。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告2

いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく報告について

---◇説明要旨 -----
非公開

◆その他

- (1) 渋谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (2) 渋谷区教育委員会事務局処務規程の一部改正について
- (3) 渋谷区教育委員会公印規程の一部改正について

---◇説明要旨 -----
(教育政策課長)

○本改正は、現在、区議会に提案されている「渋谷区組織条例の一部を改正する条例（案）」において、「文化財に関する事項」「生涯学習に関する事項」及び「図書館に関する事項」が区長部局に移管されること等により、教育委員会事務局の組織改正が生じるため、規則の一部を改正するものである。なお、本改正については、前提となる条例案が、3月25日に区議会での議決が予定されている。そのため、当該条例案の区議会での議決をもって、持ち回りでの議決をお願いしたい。また、その他事項として挙げる(2)から(9)までの各改正内容についても、全て組織改正と、これに伴う事務の移管等に伴う対応であるため、同様の取扱いとさせていただきたい。まず、渋谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について説明する。区長部局への事務の移管に関するものとして、第2条では、事務局の分掌事務のうち、「図書館に関する事項」「美術館に関する事項」を削除し、第3条では、事務局の分課及び係の設置のうち、「生涯学習振興課 生涯学習係 文化財主査」を削除し、第5条では、課の分掌事務のうち、生涯学習振興課に係る事務を削除している。次に、その他の改正であるが、第3条では、教育政策課に長寿命化計画推進のため、新たに「学校施設整備調整担当主査」を設置することとし、第4条第2項では、事務局に「特命部長」を置くことができる旨を規定している。また、第6条では、特命部長の名称として「教育DX政策推進特命部長」とすること及びその担当事務を規定し、第7条では、「学校施設整備調整担当課長」について、今年度、副参事として任用上のポストであったものを、組織として明確に位置付けるため規定するものである。施行日は、令和4年4月1日からとしている。次に、渋谷区教育委員会事務局処務規程の一部改正について説明する。本改正も組織改正に伴うものであり、新たに設置する「特命部長」の職責等を規定するものである。施行日は、令和4年4月1日からとしている。最後に、渋谷区教育委員会公印規程の一部改正について説明する。本改正は、「渋谷区組織条例の一部を改正する条例（案）」において、「文化財」及び「図書館に関する事項」が区長部局に移

管されることに伴うものである。改正内容としては、別表第1及び別表第2において、渋谷区立図書館印の項、渋谷区立図書館長印の項、渋谷区立図書館契印の項、渋谷区立図書館割印の項、渋谷区文化財保護審議会長印の項及び文化財保護審議会割印の項に関する規定を削除するものである。施行日は、令和4年4月1日からとしている。

—◇質疑応答 -----
○なし。

◆その他

- (4) 渋谷区立社会教育館条例施行規則を廃止する規則
- (5) 文化財保護条例施行規則を廃止する規則
- (6) 渋谷区立松濤美術館条例施行規則を廃止する規則
- (7) 渋谷区郷土博物館・文学館条例施行規則を廃止する規則

—◇説明要旨 -----
(生涯学習振興課長)
○これらの規則は、生涯学習振興課が区長部局に移管するため廃止するものである。施行日は、令和4年4月1日からとしている。

—◇質疑応答 -----
○なし。

◆その他

- (8) 渋谷区立図書館処務規程の廃止について
- (9) 渋谷区立図書館館則を廃止する規則

—◇説明要旨 -----
(中央図書館長)
○これらの規定、規則は、中央図書館が区長部局に移管するため廃止するものである。施行日は、令和4年4月1日からとしている。

—◇質疑応答 -----
○なし。

◆その他

- (10) 教育委員会幹部職員の任命について

—◇説明要旨 -----
非公開

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 五十嵐 俊 子

委 員 大日方 邦 子